（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等（第六条の三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

［略］

四　性能維持施設

五　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

［一～四　略］

五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）に関する説明書

九　［略］

3　［略］

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［号を加える。］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　同上］

八　品質保証計画に関する説明書

九　［同上］

3　［同上］